

平成23年第8回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成23年12月8日(木曜日)

議事日程 第2号

平成23年12月8日(木曜日)午後1時開議

日程第1 一般質問

- ◇ 鈴木 勲 君 . . . 1. 学校の統合について
2. 甲状腺検査の取組について
- ◇ 中村 正 君 . . . 1. これからのスポーツ施設の整備・充実について
- ◇ 前田善成 君 . . . 1. 各企業会計事業や外部委託、指定管理者の施設運営について
2. 中小企業のため条例作成について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 小林 洋 君	2番 内海 敏久 君
3番 中島 信義 君	4番 前田 善成 君
5番 阿部 賢一 君	6番 林 一彦 君
7番 山田 庄一 君	8番 河合 生博 君
9番 林 喜美雄 君	10番 原澤 良輝 君
11番 島崎 栄一 君	12番 高橋 市郎 君
13番 小野 章一 君	14番 中村 正 君
15番 河合 幸雄 君	16番 鈴木 勲 君
17番 森下 直 君	18番 久保 秀雄 君

欠席議員 な し

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	関章二君
子育て健康課長	青柳健市君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	中島直之君
新治支所長	岡田宏一君		

開 会

午後1時 開会

議長（久保秀雄君） 皆さんこんにちは、すこやかキッズスポーツ塾の視察、大変ご苦労さまでした。それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序5 16番 鈴木 勲 1. 学校の統合について 2. 甲状腺検査の取組について

議長（久保秀雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありましたが、昨日、4名の方の質問が終了しておりますので、本日は3名の方の質問を順次、許可いたします。

まず、16番鈴木 勲君の質問を許可いたします。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。まず、学校統合についてお尋ね申し上げます。みなかみ町教育委員会は、豊かな心・高い知性・健康な身体を培い「生きる力」のある人間育成を目指し、教育行政を推進する。そのために園児・児童・生徒と町民ひとりひとりの個性や能力を重んじ、幼稚園教育・学校教育及び生涯学習を通して、知力・体力・心力の向上に努めると示されておりますが、人口の減少とともに小・中学校の児童生徒数は減少の一途をたどっております。そんな中、平成20年月夜野北小学校におかれましては、児童数は60名、平成23年度におきましては、児童数は41名と著しく減少してのりでございます。複式学級による学級編成を余儀なくされておりますけれども、小学校の小規模化は、一定の学習集団の形成が難しく、集団生活の機会を奪うだけでなく、学級編成では男女の比率が極端になりやすく、児童の人間関係・教育指導の充実・学校運営など教育環境への影響が心配されます。このため、望ましい学級編成や望ましい学級規模を実現するために、学校の統合に計画的に取り組む必要があると思われませんが、教育長のお考えをお伺いいたします。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） それではただ今の鈴木議員の質問に現在考えております考えを述べさせていただきます。よく言われることですが、人は一人では生きられない、多くのいろいろな人たちとの関わりを何らかの関わりを持ちながら社会の中で生き、社会性を身につけてやがて集団の中で自らの力を発揮し生きる動物であるといわれております。子どもたちは生まれて直ぐそれぞれに家庭・家族という集団に属し、それを礎としてやがて学校、職場、社会という様に次第に大きな集団の中で生き、自らの力を発揮出来るようになっていくわけで、そのためには、まず学齢期において大きな集団で生きる体験をすることは大変意義がありまた必要があると考えております。従って学校は、ある程度の大きな集団をなし生きるための基礎的な力、つまり知力、徳性、体力、あるいは社会性等を調和的に、そして意図的、計画的に育む場所といえると思います。そのため、学校教育に関しましては次のような法令もございます。一つは、学校教育法施行規則第14条ここに、「小学校の学級数は、12

学級以上18学級以下を標準とする。但し、地域の実情その他により特別の事情のあるときはこの限りではない。」更に、小学校設置基準によりますと、第4条で「1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き40人以下とする。」ただし昨年度より1年生、1学年の児童数のみ35人以下と変わりました。また第5条で、「小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。但し、特別の事情があるときは、数学年の児童を1学級に編制することができる。」とされております。このように学級、学校の規模等についての法的なものが示されてございます。しかし、ここ10数年来、全国的な少子化に伴って「小さな学校」の増加が見られております。あわせて学校統合の全国化という言葉も出ております。このように全国的に大変学校の統合の動きが非常に速いテンポで進んでおる現象がございまして。我が町でも、議員ご指摘のように人口の減少と共に、小中学校の児童生徒数は減少の一途をたどっております。平成17年10月、3か町村の合併がなされ、新しい町となり我が町において、平成18年2月14日「みなかみ町教育施設整備計画」について諮問がなされました。少子化等を考える中で「月夜野地区においては、既に公表されている都市計画事業に伴って、しかるべき場所に地区内の小学校統合も視野に入れた「文教地区構想」を実現していただきたい。」という答申が平成19年2月21日になされました。さらに、議会におきましては、平成21年12月18日、教育施設検討特別委員会の最終報告におきまして、「月夜野地区の月夜野北小学校が児童の減少により複式学級制になっていることや、同地区の小中一貫教育への学校配置等を考えると古馬牧小学校及び桃野小学校の2校の環境整備を図りながら住民意識を考慮する中で統合について検討すること。」という報告がなされております。議員もご指摘されておりましたが、月夜野北小学校におきましては、平成20年度児童数60名でございましたけれども、その後減少し平成23年度現在は41名、複式学級2学級と年々減少してきております。これからも27年度までを想定致しますと30名台が予想されております。児童総数のこのような動きとともに、各学年単位で見ますと極少ない人数であったり、男女の偏りが見られる等の状況もございまして。前述の学校教育のねらい達成から考えても小規模化は大変心配される点でございまして。そこで学校の統合による学校規模の適正化という考えが出てくるのでありますが、学校の統合問題はこのような教育の論理だけで判断できるものでなく、学校が地域の人々の人間関係や親同士の繋がりを生み出すなど地域を形成する役割を持っていること、更には財政問題なども併せて考えていく必要があると思っております。しかしこれらの全ての要素を生かした統合は大変に難しいことでもあります。従って最後は「何をもって決断するか。」ということにかかってくるものと考えております。他の地域の事例をいくつか調べてみますと、学校に複式学級の必要性が出てきた時を統合を考えるきっかけとする自治体が大変多く見られます。そういう例が対への多いわけですが。現在、月夜野北小学校では地域に根ざした特色ある素晴らしい教育活動がなされており、子ども達も大変、生き生きと元気に活動して頑張っております。しかし更に大きな集団での学習や運動、そして多くの友達の中での生活は現在の生活とはまた異なって、今、学校教育が求める「生きる力」が一層磨かれるものと思っております。これまで述べましたこと主に教育の論理を優先する考えとなりましたけれども、あくまでも議会の最終委員会、最終報告にありますように地域住民の皆さんの考えを

考慮する中で進められるべきものと考え、地域の皆さんの「これからの世代を担っていくのは、主人公は目の前の子ども達である。」という認識のもとでの十分な議論を期待申し上げたいと思います。またこのことをきっかけに、答申にありましたように、月夜野地区全体の適正配置等の考えも含めてその議論の流れに対応して参りたいと考えております。また管轄は異なりますけれども、幼稚園の園児の数も大変減少している傾向にあります。これに伴っての幼稚園の動向にも、小学校と大変関連が深いだけに、注目しながら進めて参りたいとも考えております。以上、現在考えている私の所信を述べさせて頂きまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 近年の地方財政を取り巻く環境は、急速に変化を続け三位一体の改革になっておりまして、国庫補助負担金や地方交付金の削減が進み地方財政は大変厳しい状況に追い込まれておりますが、財政見通しは将来にわたり持続可能で安定した行財政を行うためには人件費をはじめとする経常的経費の一部削減や投資的経費の繰り延べをしなければならぬ状況下であると思われまます。学校統合を考えることは、人間は少年期に集団の中で生活することにより、人間にとって最も大切な社会性・協調性・適切な競争心を自然に身につけると言われております。特に現代社会のように家庭が核家族化し、少子家族化した現在では小学校時期における集団生活の体験は、子供たちの健全な人間形成に欠かすことが出来ないものでございます。それぞれの学校には長い歴史と伝統がありますけれども、地域社会も学校を中心に育ってきた経緯から地方の方々の学校に寄せる「思い」や「願い」は充分理解できますが、学校統合はあくまでも次代を担う子供の立場に立って、子供にとってより良い教育環境を提供して行くべきものだと考えます。通学手段といたしましては、マイクロバスの運行を検討されたいし、また学区につきましても旧桃野側につきましても桃野小学校へ、旧古馬牧側については古馬牧小学校へと思われまますが当局考えをもう一度お願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） お答え申し上げます。小学校時代の非常に大切な時期であるという認識は全く私もその通りであると思ひますし、小さいときからしっかりと社会性を身につけ多くの人たちと上手く協調をしながら自己実現を図っていくという、そういう環境を整える大きな指命は教育委員会とまた自治体といひますかそういうところにあると認識してあります。ただ現在の所、具体的に今議員がおっしゃったようにこのところはこの学校、このところはこの学校という具体的に考える段階に来ていませんけれども、何れにしましても現在、桃野小学校も減少傾向にあります。その月夜野地区における3つの小学校それぞれ人数が違ひわけですが、将来を見通して古馬牧小学校だけが現在の学級数を維持してける年代が続くという状況にありまして、それらの動向も更に検討しながら今後話が出てきたところで検討をさせて頂きたいと思ひてあります。先ほど申しましたように地域の方々の考えがまず、どうひいう考えをなさっていらっしやるかそういうものを大事にしなが

考えていく。それが統合したときの非常に良い形での統合を実現できるという点もございますのでそういうところを参考にしながら今後対応していきたいと思っています。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番 (鈴木 勲君) 教育長から細々といろいろご説明を願ったわけですが、前向きに子どものためにぜひ、統合についてお考えをして頂きたいと思います。

続きまして、甲状腺のことについて尋ね申し上げます。最近、放射能の関係が非常にいろいろ取り出されておりますけれど、先般、航空機により放射線の調査、地上1メートルの空間放射線量が毎時0.5～1 μ Svと比較的高い放射線量が本県北部の山間地域で測定されておりますが、県内でも子供の健康への影響を懸念する親たちがたくさんいるわけであり、県では18才以下の子供を対象とした甲状腺検査の実施に向けて検討を進めているとのことですが、甲状腺とは、前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にあたり内分泌腺であります。全体の形は、羽を広げた蝶のように似ているものであります。子供の健康への影響が心配されます。町内の小・中学校の甲状腺検査の必要があると思われまますが、町長、町としてどう取り組むかをお答えをお願いいたします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今、群馬県の北部で放射線量の高いところがあるというご指摘でございましたけれども、この間何度かご答弁申し上げますように、地上の測定によりまして我がみなかみ町において一部放射線量が一部0.23 μ Sv一時間あたりというところを超えた点が何点かございます。というような事で昨日もお答えしましたように放射性物質汚染対処特別措置法に基づく重点調査地区の指定に対して町として意志があるというところを表明したところでございます。しかしながら町内の放射線量が比較的高いところがあるということでございますけれど、放射線の原因物質としましては、主にセシウムの134並びにセシウムの137の放射線がそのほとんどを占めております。放射線の問題については昨日も少し触れさせて頂きましたけれども、身体に与える影響として、「確率的影響」と「確定的影響」があるということでございます。「確率的影響」というものについては放射線量の累積等でもありうるということで「発がん性」と「遺伝的影響」が議論されておまして、それ以外については、「確定的影響」。これにつきましては一定の量を超えた線量のところで短時間に浴びると、例えば白血球の一時的な減少については、250mSvで起きるとか、一時的な赴任が何mSvで起きるといったような「しきい値」があります。従いまして、それ以外の低放射線量が長い間蓄積したというものでありますと、数年で250mSv程度の放射線量では影響は無いと言われていたところでございます。したがって、現在、我が国におきます、避難区域外における放射線の強さで、「確定的影響」があるということは、考えられないところでございます。また「確率的影響」のうち「遺伝的影響」については、これまで広島、長崎の原爆被爆者や核実験被爆者、チェルノブイリなどの原発事故の場合においてもみられていないということでございます。議論されて

おりますのは、「発がん性」の確率についてでございます。弱い放射線の累積した場合、積算で100 mSvを超えると発ガンの確率がで0.005倍程度上昇するといことが言われているわけです。今回の原発事故で考えられる唯一の身体の影響については、「発がん性」ですけれども、これにつきましては原発付近に滞在する住民でいらっしやっても、積算で100 mSvを被ばくすることは、非常に考えにくいということでございます。従いまして積算で100 mSv以下の地域が、発がんの確率の方が高くなるということについてはなかなかそうは言えないわけですし、放射線量と「発がん性」の確率上昇、これについてはいろいろな議論が行われているということです。さてただ今ご質問のありましたヨウ素の問題です。ヨウ素につきましては天然のヨウ素は全て安定的なヨウ素127というヨウ素でございます。放射性のヨウ素というものが今回の原発事故で空中に飛散したということでございます。今お話がありましたようにこのヨウ素というものは元々生物、人間にとって必要な必須微量元素ということで、時に喉の近くの甲状腺に集まりまして成長ホルモンの成分となるということでございます。従いまして放射性のヨウ素131が放出されますと、これが水や食物をとおして体内に取り込む、そうすると甲状腺に集中して集中的に被ばくするということでございます。放射性の物質の影響というのは、細胞分裂が活発な細胞ほど影響を受けるということでございますので、甲状腺の細胞分裂についても年齢が低いほど活発であり尚かつ、一定の年齢で非常に影響を受けやすい特徴があるということですので心配されているところであります。心配の根拠といいますのは、チェルノブイリの原発事故後に、小児に小さな子供の甲状腺がんが多数見つかったということで皆さん方が大変心配したところでございます。このことについて今申し上げたような心配があるということで、福島第一原発事故の後、福島県内の子ども達の甲状腺について緻密に検査がなされました。その結果、検査等に当たった医師等においても「ヨウ素131による健康被害が増大するとは思われない」というのが担当された医師の共通する認識と聞いております。しからば何故、チェルノブイリと福島状況が違うのかということについては今のところ早期の避難指示、危険と思われる地域に対して避難勧告や屋内待機等の処置等を行ったということがございますし、もう一つは食生活の違いで日本においては「わかめ」等のヨウ素が含まれる食品の摂取があって安定的なヨウ素が既に取り込まれていて放射性ヨウ素がその中に追加で取り込まれるというのがチェルノブイリ等に比べて少なかったのではないかなという見解が今言われておるところでございます。そのようなことから文部科学省自体が福島県を含めまして、甲状腺ガンの発生の可能性はほとんどないと考えて差し支えないという見解でございます。ちなみに申し上げますと、ヨウ素131の半減期につきましては、8日ということでございますので、月日の経過とともに急激に少なくなって参ります。計算上の話ですが2ヶ月も経つと最初の量の200分の1に減るという状況ですから、現在において放射性ヨウ素131が非常に高濃度に存在しているという事実は全くないということだと思っております。今それらのことで、県としてどういう対応を考えているかというお問い合わせの件でございますが、群馬県では放射性物質の県民の健康にもたらす影響と対策を放射線治療や放射線測定学の専門家らで構成する「有識者会議」を設立しまして、県内の空間放射線量や水、食品、農産物、土壌などの放射線濃度の報告を受け

まして、検討されました。その結果、全ての放射性物質を網羅した議論ですが、現状は「総合的に安全か、ほぼ安全だ」という意見をとりまとめ、追加的な対策は不要であるというのが有識者の会議の結論でございます。ここから先でございますが、この報告を受けまして行政の長である大澤知事が対策の必要性をどう判断するのだということについては、今判断を待っているところというのが県の状況でございます。なお蛇足になるかも知れませんが、放射線の影響そのものよりも、「放射線を受けた」という不安を抱き続ける心理的ストレスの影響の方が大きいということについては最近特にいわれていることでありまして、必要以上に心配しすぎるとかえって心身の不調を起すということが心配されております。正しい知識と正確な情報を得て、明るく、楽しく、安心した生活を送るという意識が大切なんだろうと理解しています。放射線医学の専門家でも、科学的にはあまり心配する、レベルでないということにもかかわらず、規制値としていろいろなものを規制していこうではないかというものと、健康に影響があるというレベルは非常に大きな差がある。その区別が不明確になって来て、非常に健康影響よりも住民の不安による影響、これが非常に大きくなっているということが心配されているということでございます。今ご質問の点に限って申し上げますと、今申し上げましたような総合的な事を考えまして特にヨウ素131によります健康被害というものはあり得ないと思っております。従いまして特にみなかみ町で子供たちの検査をするということについては考えておりません。なお、近隣市町村を含みます県内の市町村においてそのような検査の実施を考えているところはないということでございますので、先ほどの検査をするのかという事については全くその必要は無いと思っておりますし、やることを計画するということも考えておりません。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） ただ今町長から細々と放射能についてのご回答を得たわけでございますけれども、ヨウ素131につきましては健康に影響は無いという町長の判断でございますがそれをまとめて一応お聞き止めたいと思うわけでございます。それと放射能に関連して風評被害が非常に多いわけでございますけれども、先日の新聞の中で乾燥シイタケの基準値を超える問題が報道されておりました。特に群馬県におきましては2867～520というベクレルの放射性セシウムが検出されております。これはあくまでも乾燥シイタケでございます。乾燥シイタケにつきましては水に戻せば10分の1に減るということは私も存じておりますが、それにつきまして原木のシイタケにつきましては1359トンということで群馬県が全国で1位を占める生産量でございます。このシイタケに対しまして放射能における数字が一人歩きをしているというか、県の全てのキノコ栽培についても風評被害によりまして非常に生産者は迷惑を被っているわけでございます。従いまして品物も売れないという悪影響を及ぼしているわけですが、そんな中放射線に対する対策室を町でも立ち上げてこの辺に対応できるような形はとれないものか、対策室の必要性についてお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 現在みなかみ町内におきましては、基本的にこの放射能の各種問題については環境課が中心になってデータ収集、連絡調整等行っております。勿論、農産物ということでもありますので農政課の方でも農産物あるいはシイタケこれは林産物ということで県への所管が変わりますけどこれも農政課の方で情報収集等行っております。また今おっしゃいました風評被害という形になりますと、早い段階では観光に対する被害があったということでこれについては昨日のご質問にもお答えしたとおり観光商工課が窓口になって各種の情報収集、調整にあたっているということでございます。ただ今の鈴木議員のご指摘はそれの中心となる総合的な窓口を作った方が良いのではないかとのご指摘だと思いますけども、現実的には農産物の問題あるいは空中の放射線量の問題あるいは観光被害の対応の問題、それぞれの課が現在の業務の中では非常に重要な業務として積極的に取り組んでおりますし、週に1回あります課長会議等においてもこのことについての情報交換、情報共有ということを行っております。尚かつ議場でも私、縷々お答えしてまいりましたとおり、全ての情報が常日頃私のところで相談しながら全庁的に動いているという状況にございますので改めてどこかにその総括する窓口が必要かということになれば既に町長を中心として町の機関全体として適切に対応していると思っております。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 非常に放射能につきましては町民が混乱しているというか、頭の中が混乱しているようでございます。問い合わせについても町で対応できるような体制を整えて頂きたいと思っております。私の質問を終わります。

議長（久保秀雄君） これにて16番鈴木 勲君の質問を終わります。

通告順序6 14番 中村 正 1. これからのスポーツ施設の整備・充実について

議長（久保秀雄君） 次に、14番中村 正君の質問を許可致します。

14番中村正君。

（14番 中村正君登壇）

14番（中村 正君） 議長の許可をいただきましたので通告により一般質問をさせていただきます。言い忘れてしまいましたが14番、中村です。これからのスポーツ施設の整備・充実についてということで質問をさせていただきます。先月の全員協議会の場におきまして、サッカーtotoの補助金を活用してのサッカー場の建設に向けての説明を戴きましたが、サッカー競技関係者の一人として大変有り難く感謝するところでございます。今回は須川平のウイズウエストジャパンの社有地に建設するということではありますが、元来サッカー関係者の理想の場所として月夜野地区の旧衛生センター跡地にやはりtotoの補助金を活用しての案を持っていたわけでもありますけれども、この補助金でありますと先方のスケジュールの中での管理体制であるために使い勝手が良くないということで断念した経緯があ

ります。別口のサッカー協会からの補助金というのも検討していたところでもありました。しかし今回の須川平への建設ということの中で、人工芝にいたしましたホッケー場の町外利用者が大幅に増加し加えて、関係する宿泊者も増加している実情を目の当たりにするとき、合併して町は一つの観点からサッカー場もホッケー場と同様の流れに期待するのも将来に向けてよしとする考え方も必要であると思われます。現在、旧衛生センター跡地では、ダイオキシンの数値を確認しながら徐々に解体作業に入っているわけではありますが、そこで本題に入りますけれども衛生センター跡地利用を計画することによって解体費用も補助金の対象になるのではと考えるところでもあります。6月の一般質問の中で少し触れさせていただきましたけれども、公認の陸上トラックの建設であります。前回の時も申し上げましたが、1種から4種の競技場がある中で1種は収容人員が15,000人、2種の競技場が5,000人とその他に3種、4種とあるわけですが、現在町の状態の中ではありますが陸上競技場の建設を計画してはと思うわけでありましてけれども町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 旧衛生センターの跡地に陸上競技場はどうかというお話でございます。公認の競技場というお話がございましたので、日本陸上競技連盟が公認する競技場というものを調べてみました。今お話がありましたように、1種から5種までの種別があるということですし、1種、2種では日本選手権あるいは国民体育大会あるいは国際的な競技会等に使用できる競技場であるということのようでもあります。基準として、直走路9レーン以上で走路の一周が400メートルといったような規定がいろいろあるようでございます。3種から5種までその他の公認の陸上競技場もあるとそれぞれの種によって要件も定まっておるということのようでございます。県内の陸上競技場で公認されているものはどういふものかということで見ると、1種として公認されておりますのが前橋市敷島にあります群馬県営陸上競技場の1カ所だけが1種だということのようでございますし、2種と致しましては伊勢崎市陸上競技場、高崎市浜川競技場の2カ所、3種につきましては群馬県営の補助陸上競技場そして桐生市陸上競技場、太田市運動公園の中の陸上競技場。この3カ所であるということのようでございます。また、公認登録については公認料として新設時及び継続時に、公認料の納付が必要だということのようでございます。最も近くにあります陸上競技場としては、ご存じのとおり沼田市の陸上競技場があるところであります。3種としての公認が得られる施設整備であると聞いています。しかしながら公認料が年間約数十万円ほどかかるといったようなことから、現在では公認申請を行っていないということのようでございます。それで先ほどこの衛生センターの跡地に陸上競技場というお話がございましたけれども、まず1点、人口規模が利根沼田全体で10万人に満たないという状況の中で沼田地域で更に公認規格の競技場が必要なのだろうか、全体としての活用頻度の問題から若干疑問を感じるころでもあります。勿論、今議員のおっしゃいましたように地域にあればそのことを活用して地域の活性化、あるいは多くの方に訪れていただいて合宿等をやっただけ。まさにホッケー場が人工芝化にしたことによ

って非常に大きな効果が出ているという点はあるかと思います。それで面積等のことで今申し上げている旧衛生センターの跡地に移設可能かということを経済の計画で検討してみたわけですが、グランドだけでおよそ20,000㎡以上の面積が必要、地形という外周の形の問題もございませう。その他にも選手控えスペースや観覧スペース、駐車場のスペース、トイレ等の付帯設備等そういうものを考えますと更に広い面積が必要となつてまいります。今の跡地の面積と比較しますと、町有地が9,253㎡、周辺にあります国所有の土地を合わせましても12,400㎡程度でございませう。従いまして、この範囲内だけでは陸上競技場の建設はスペース的に難しいのかなというのが現状でございませう。とは申しながら、今ご指摘のありましたように今回の補正予算の審議でもお願いしておりますように、旧衛生センターの汚泥処理槽の撤去費を計上し審議をお願いしておりますところですが、このように今後、旧衛生センターの設備本体の調査さらに撤去というものを計画的に進めていきたいと思つておりますところでございます。面積が公認陸上競技場には少し狭いということをお申し上げましたけれど、その面積の中で設置可能なもの特にスポーツ関係の施設というものも含めまして活用方法の一つとして、積極的に検討していきたいと思つておりますところでございます。

議 長（久保秀雄君） 14番中村正君。

（14番 中村正君登壇）

14番（中村 正君） あのいろいろな形状から見て20,000㎡要という話の中で、素人考えの中でもちょっと難しいのかなという感じがしているわけですが、ある程度ほかのスポーツ施設がどうかということの中で何点か私の思いをやりとりさせていただければ思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。平成23年の年明けはリーマンショックからようやく立ち直ろうという形の中で始まりまして、観光もこれからというときに、3月の大震災、そして先月はレジオネラ菌が原因とする死亡事故まで発生してしまひまして、町も含め関係者にとりましては大変残念な出来事が重なつてしまひました。観光商工課や観光協会は対策に苦慮して来たことと思ひますけれども、一日も早い平常業務に戻られ年末年始の誘客に全力を尽くしていただきますことをお祈り致すところでありませう。集客の一つと捉える陸上競技場でありませうけれどもホッケー場同様、町内外からの利用を期待する中で合宿等、宿泊してのトレーニング場になればと思ひます。フィールド競技の観点からトラック内を人工芝にするというのは難しいと思ひますけれども、当然天然芝ということになるわけでありませう。そこで一つお聞ひしたいのですが、須川平に予定しているサッカー場でありませうけれども、先日の説明によりますと人工芝1面、天然芝1面ということでありませう。そこで補助金の都合であることは承知してあるわけでありませうけれども両面人工芝にした方が計画的に集客できるのだと思ひますけれども町長の見解をよろしくお願ひいたします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） この間もちょっとご説明したと思ひます。改めて、t o t oの事業対象ということで採択して貰いたいということで働きかけております。その計画をしております。

サッカー関係者よくご存じの通りサッカーというのは天然芝でやるものだという意識は非常に強いということは改めて思い知らされたというか、知りました。というのはt o t oの整備の原則は天然芝であると、ただしこの間もご説明しました。今も申し上げましたように天然芝だと高密度の入り用の時に傷まないということがありますので、まさにホッケー場と同じように中学生、高校生、その他の団体等が合宿等をやっていたら密に使って貰いたいということで、t o t oの事業との整合性がとれるぎりぎりの範囲で1面は天然芝、1面は人工芝ということで現在、計画を進めているところです。一言で申し上げますとt o t oの事業対象とするのに1面だけの人工芝をкаろうじて認めて貰おうということでございます。ということなので2面とも人工芝という対応は難しいものと考えております。

議 長(久保秀雄君) 14番中村正君。

(14番 中村正君登壇)

14番(中村 正君) 今の町長の説明、分かりましたけれども本来は町長のおっしゃるとおり天然芝でサッカーをできるのが一番良い環境な訳でありますけれども、先程来申し上げましたとおり要するに町内外からのスポーツ愛好者、サッカーのみならず全般的な形の中でそういった方たちに町に来たいいただきたいということの中での発言であることをご理解いただきたいと思います。そうした中で先ほどから、面積とかいろいろあるわけですが、陸上競技場に限らず、ただ今の衛生センター跡地に対しまして、そういった形の運動場、私が申し上げているのは陸上競技場なんですけれども、そういった検討会みたいなものを立ち上げていった方が良いのではないかと。救急に直ぐ作りなさいという部分にはならない訳ですし解体にも相当時間とか、かかると思います。その辺の見解を一つよろしく願います。

議 長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 旧衛生センターの跡地というか使っていない建物等については、金はかかりますけれど早急に処理していかねばならないと思っております。これについては先ほど申し上げましたように計画的に進めて行きたいと思っておりますしその時の利用形態として、例えばですけれども商業利用のものを誘致するとか、あるいはその他の建物系統のものを作るとかいろんな考え方があろうかと思っております。しかしながら今質疑させていただいてますようにスポーツ関係の施設ということでやっていくというのも一つの有力な考え方だろうと思っております。従いまして中村議員から今ご提起がありましたようにいずれにしてもどういう使い方をしていくかということについては濃密に議員さん方とご相談しながら方向性付けていくのは当然のことですし、それが議員と執行部ということだけでなく、もう少し委員会等幅を広く設置して検討して貰うかあるいは議員さん中心の検討委員会を立ち上げて頂くかどれが適当かこれから一緒に考えていきたいと思っておりますけれども何らかの形で次の跡地利用をどうするかということについては組織を作り検討するというご提案は非常に有意義なものかというふうに理解するところです。

議 長(久保秀雄君) 14番中村正君。

かないかなと思っているのが現況でございます。それを進める中で一緒に検討していきたいというふうに思っております。

議 長 (久保秀雄君) 14番中村正君。

(14番 中村正君登壇)

14番 (中村 正君) 前向きな検討するという事の中で捉えていきたいと思うんですけど、スポーツ施設の充実はその住民の健康管理をスポーツでカバーできる一つの目標立てもできるように思います。国民健康保健、場違いな言葉ですけども皆保険であるように町民一人、1スポーツ、第1線の競技スポーツから高齢者の簡単な体操まで町民皆スポーツを目指すことによって医療費の削減に繋がるものとも考えられます。観光スポーツ、町民皆スポーツ、スポーツでの町の活性化も夢ではないと今の雰囲気の中でそんなふう感じているところでもあります。いみじくも、今議会において昨日、議員提案の「みなかみ町・スポーツ・健康まつづくり宣言」が全会一致で採択されました。きょう午前中は町当局始め議員一同、田中光さんの健やかキッズスポーツに参加させていただきました。新治小学校の低学年の皆さんと一緒にスポーツ塾を見学してきたわけですけども、その中で子供たちが生き生きとした動きをしているということ、要するにボールを使わない、道具を使わないという中でも身体を動かすことの大切さ、またそんな中で田中先生おっしゃってましたけども、子供たちの対して3つの言葉を残していただきました。あいさつをすること。あきらめない心。考える心。まさにその通りだと思いますし、もっと嬉しかったのは、町長がその場において昨日の宣言文を朗読していただいたと、心より感謝するところがございます。町にとりましても私にとりましても実に、タイムリーな宣言であったと思うわけですが、その宣言文を含めまして、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今、中村議員のご指摘あったことは私、全く同感でございます。尚かつ昨日、「みなかみ町スポーツ・健康まつづくり宣言」をしていただいたと、これについても本当に非常に有り難かったと思っておりますし、この文章につきましてもあの場では、「あそこにいるおじさんたちが考えてくれたんだよ。」と言いましたけれど、本当にこれに触れた人はまだ数少ないですけども皆さん方が非常に分かりやすいとかですね、一番最初に中村議員のおっしゃった、一人何かスポーツをやって町皆で元気になりましょうと、その辺の気持ちが非常に良く表れていると思っております。一言で申し上げるとこれ本当に議員の皆さんに検討していただいて良い文言を作っていただいて有り難いなど。ぜひ子供たちにも直ぐ知らせたいという気持ちで、新治小学校の場ではありましたけれど子供たちの前で紹介させて貰ったところです。逆に言いますと子供たちにも非常に分かりやすい言葉だと思っておりますし、網羅されていることがみなかみ町の特徴を良く表しておりますし、なぜ我々がスポーツまちづくりを進めていこうとしているかということについても良く表れていると思っております。この宣言を作っていただいた議員の皆様方に改めて感謝申し上げたいと思っておりますし、これから町がどう進んで行こうかということにつきましても各種の企業さんを含む他所のいろいろな力を借りながら我が町の特徴をいかして元気で明るい、まさ

に宣言にあります、「笑顔って良いよね」というまちづくり宣言で議員の皆さんから督励いただいたというつもりで協調して取り組んでいきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 14番中村正君。

（14番 中村正君登壇）

14番（中村 正君） ありがとうございます。t o t oにお世話になるということでt o t oのサッカーくじを買ってみましたけれど、残念ながら4つ間違いが最高でありまして、3つ間違いだと3等に入るわけなんですけれど、その中に「t o t oの収益は、日本のスポーツのために役立てられています。」その後6つ言葉があるのですけれども、「地域のスポーツクラブの創設や活動」「スポーツ大会やスポーツ教室の開催」「グラウンド芝生化やスポーツ施設の整備」「世界で活躍するスポーツ選手の育成」「スポーツ指導者の育成や資質の向上」「国際的なスポーツ大会への支援」という事がうたってあります。後の方があまり我々には親しみないかなと思うんですけど、既にこの中で一番最初の「地域のスポーツクラブの創設や活動」というのがありまして、既にこれで活動しているクラブもあるようです。ただ勝手に先行した中において、それぞれ町には体育指導委員会というのがありまして、また子供たちにはスポーツ少年団という組織があります。こういった補助金を活用するにあたっては外部資本等の窓口ということで総合政策課があたっているわけなんですけれど、このt o t oの関しましてもどこか窓口を付けておいてお互いに認識しあう中で活用していった方が良いのかなとそんな思いでもあります。その他にもスポーツ施設の整備という部分にも使えるように記載されております。今みなかみ町の現状をみますとあらゆる施設、できている部分もあるんですけど、サッカー場の事ばかりで恐縮ですけど、B & Gの所にあるサッカー場、また藤原にあるサッカー場、寺間のサッカー場、それぞれちょっと面積が少ないというのが実情であろうかと思えます。そういったところ今少し手を掛けることによって有意義な施設になるのかなと、そんな思いでもありますので片隅においておいていただければ有り難いと思えます。それと、衛生センター跡地にこだわっているもう一つは、ダイオキシンの存在でありまして、都市計画道路が開通した折りには沿線は宅地化が進んでくることが予想されます。しかし跡地につきましては宅地にしたところで敬遠される部分が目に見えている部分があるわけでありまして。そんなことを思いながらの跡地利用の提案をさせていただきましたけれども、町長の前向きなご発言の中でこの役ができましたことを感謝いたしまして、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（久保秀雄君） これにて14番中村正君の質問を終わります。

通告順序7

4番 前田 善成

1. 各企業会計事業や外部委託、指定管理者の施設運営について

2. 中小企業のため条例作成について

議 長 (久保秀雄君) 次に4番前田善成君の質問を許可いたします。

4番前田善成君。

(4番 前田 善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 通告に従い、一般質問を行います。まず最初に、各企業会計事業や外部委託、指定管理者の施設運営についてです。平成の合併により、各町村が所持し運営を行っていた各事業や施設の重複が問題化し、その運営方法や経費の捻出が全国的に問題とし表面化しました。そこで、その解決方法とし国は、民間の力を活かすため各事業に企業会計の導入、専門業務の外部委託化、施設運営を行うための新制度の指定管理者の導入を町村に迫り、みなかみ町も度々問題になっていた各事業や施設の運営を円滑に行うため、企業会計化や外部委託、施設運営者の指定管理化を導入し押し進めてきました。しかし、その後の状況を見ると、必ずしもいい方向に行ったとは、全国的にも言い切れない報道がされています。まして、三町村が、独自の利用料や使用料金決めていた各事業は、利用料に大きな差が生じたり、システムが異なっていたりすることで運営の格差が表面化したり、一部の施設運営は、住民サービスより金銭面優先の事業経営になっているとの批判も聞かれています。これらの事をかいま見て、町の職員の大幅な削減に伴い、事業の効率化、外部の事業委託、指定管理化を進める方向が見えてる町の将来の経営方針や方向についてお聞きします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) だだ今の前田議員のご質問でございます。公共施設の管理運営のあり方ということでございます。あわせまして企業会計の運営、論点というか考える視点が3つあるんだろうと思っています。まず1つは、この間もいろいろご検討いただいております統廃合というのが1つあると思います。現在、町では「教育施設」、例えば小中学校等もカウントしてですがあるいは地元行政区が管理している「集会施設」、これらを含めると約180の公共施設といわれるものがあります。今、ご指摘がありましたように行政運営上、町村単位で必要であった例えば「保健センター」であるとか「生活改善センター」あるいは「体育施設」など、さらには地域の活性化を図るために要望を受けて整備した「日帰り入浴施設」、あるいは「運動施設」、農業振興を目的としました「農産物直売所」、定住促進という観点からの「町営住宅団地」、これら数多くの種類の公的施設がありまして、旧町村単位で見ると類似した施設もあるということについては事実でございます。我がみなかみ町は、非常に面積が広くて、直ぐ1つの施設にアクセスできないという点もありますので、必ずしも1町の中に1つの施設で良いのだとならない施設もあると思いますけれども、類似した施設やあるいは社会的状況の変化によりまして役割を終えた施設等については統廃合を進める必要があると、これは今まで小学校あるいは給食センター等の学校施設、要因としては少子化にということが多いと思いますが、地域住民のご理解等ご協力を得ながら進めて来たところですので。幼稚園や保育園については幼保並列型ということになりますが、こども園を設置して施設の一体化やあるいは民営化というのを進めて来た所です。体育施設についてはスポーツマスタープランを策定して検討しておりまして、核となる施設とサテラ

イトの施設という設定をすることによりまして、利便性を考慮しながら整備、改修とともに、整理、統合も進めたいと考えているところです。また、その他の公の施設につきましても、統廃合検討委員会の答申がございます。これを踏まえまして、利用率の低下したもののや設置目的の薄れた施設について、これは特に利用者や地域住民の意向というのが大事でございましてそれに配慮しつつでございますが、住民サービスの低下に繋がることの無いように慎重に検討はするものの、施設の用途変更であるとか統廃合をする必要があると思っております。

2点

目の視点としては、使用料や利用料といったものについても設定してその中で、運営の中の適切な部分について一部受益者負担の中で、負担頂ける部分については負担をいただきながらやっていくといったようなことも必要だろうと思っております。また、2点目3点目詳細にはいろいろございますが、3点目としましては、2点目は使用料、利用料これをきちっと設定しなければいかんということですし、3点目としては、指定管理が良いのかあるいは業務委託が良いのかとか、このような視点があると思っております。今のご質問で結論的に申し上げますと、それぞれの施設に応じた最適な運営形態を選択致しまして施設の設置目的と効率的な運営ができるように、サービスの向上と経費節減その両立できるような方法で行っていくということです。従いましてこれからも町の運営にあたりましては、指定管理についてはできる限り多くのところでやっていきたいと思っておりますし、あるいは民間にお任せできるものは任せていくという形でいろんな形での指定管理であったり業務委託であったりアウトソーシングというものについては更に進めていく必要があるというふうな認識もっております。ひとまずここまで答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田 善成君登壇）

- 4番（前田善成君） 企業会計の事についてちょっと触れていなかったのでもそれは次の時にお願い致します。今、外部委託、指定管理の件でやっぱりお話があったり、施設のいろんな統廃合について計画を持ってやっているというのはよく分かっているつもりです。ただ指定管理者という制度を元々作ったり、外部委託というものを国が作ったときに一番前提になっているものというのが新しい職場の雇用をする場所の創設だとか雇用の場を作るということも一つの目的になっています。特に指定管理者制度については、投資が少なくていい。準備する期間も少ない。資金的な大きなものは無くてもいい。だから新しくそこで企業、特に地元の人たちが地元のそういう施設を運営するためになるべくお金もかからずに、ノウハウもある程度行政の方から与えてその中に知恵を絞ったり地元の良さを絞ったりそういうことで指定管理を推進していく。そういうような考え方が入っていると思っております。特に今アウトソーシングなんかでも確かに本当だったら競争の原理が入って、その競争の原理が入ってただ価格が安くなるだけではなくて、住民にとってもサービスが向上するこれが一番の目的だったはずなのですが、その住民のサービスが向上する、使い勝手が良くなる、今みたいな職場を確保できる。そういうような点がどうもみなさんの中では認識がなくてアウトソーシングしたら良くなかったよみたいな話が多く出て来ています。まして先日もちょっと出たんですが多くの経費をかけて少ない収入しかないような施設をやっている

ということがやっぱり住民にとってどう写るかという事は問題になってくるのではないかと考えています。そういう欠点を改めようと指定管理のための諮問委員会を作ってそこでまた指定管理の指定先の評価をしよう。どういう形でやっていくかというのを皆で決めよう。これについては本当に良い取り組みだと思っています。ただその中に役場関係者だとかその関係者だけじゃなくて客観的な評価、それとあと今言った地域のこと地域の創世だとか産業のことを考えて指定管理の構成だとか人選を行って貰えるようなそんなメンバー特に群馬県の中では、高崎経済大学の地域研究室というのが、全国的にもその地域の町おこし、地域の産業、中小企業のそういう向上という点では、全国でも一番進んだ学部があります。そのような学部と一緒にいただいて、こういうものの選定の中のメンバーに入れていく考え方があるかどうかについて再度お聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 先ほど企業会計の問題が落ちているということでしたので、企業会計についてまず最初にお答えさせていただきます。企業会計につきましては、旧町村単位でいうとシステムが違っていたということで差があったわけですがけれども、これらにつきましてはご存じの通りこの間、逐一にわたり統一してまいりまして、水道料金については統一したところですし、下水道料金については当面の間、従前通りという合併時の方向がありますのでこれについては当面差があるということはやむを得ないと思っておりますけれど、少なくとも合併特例期間が終了する27年が来る以前には統一して行く必要があるんだろうというふうに考えているところでございます。今ご質問のありましたアウトソーシング、特に指定管理については地域の雇用を確保するということと、雇用があれば初期投資、設備的な投資が無くて事業が行えるということで地域の方が参画していくのに非常に有利なメリットがあるというご指摘がありました。それはその通りだと思っていますし、この間の指定管理にあっても地元雇用ということについては、配慮した形でその指定管理を受けていただくようにやってきたところでございます。今の最後のご質問として提示されました今後の指定管理のあり方、これを検討していくときにいわゆる大学教授等の外部有識者を入れる考えがあるかということです。外部から町民の有識者に若干名入ってもらおうと思っておりましたが、外部のいわゆる学者さんについては考えておりません。もしそういう切り口のものが需要であればその委員会等で意見をいただくとか、あるいは委員会の皆さんが勉強会の形で大学の先生のご意見を聞くとかそういう別の形の方が好ましいのかなと率直に思っています。今設置しようとしております方向性を決めて貰うということについてそれほど何度も審議というのを想定してなかったものですから、つまり平成24年度から個別問題について新たな指定管理が動けるようにということなのでそれに先だっただけの検討会と考えてましたので議員の方を中心とする検討会で良いのかなと今のところ思っておりました。個別のものについて更に検討を進めるということにつきまして、また今想定しているものと別の形で委員会等設置するということはあり得ると思っておりますし、その時にどういうメンバー構成で行くのか、これについては今のご意見も参考にしながら、別問題として検討したいなと思っております。

議 長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田 善成君登壇）

4 番（前田善成君） 地域の雇用の問題は今町長もそういうふうにおっしゃられたのですが、指定管理の選定の際にどちらかという地域雇用よりは、指定管理料だけが問題化されて指定先を決めていたような経過に見えたんですね。今大学教授が何故必要かという話なんです、大学の教授はおそらく、その経済性だけでなくその地域にとって何だということをしっかり分かっているとします。特に高崎経済大学の、かわとう教授は大阪で実際に府庁から市に移って、その一つの東大阪市を中小企業の町としてあそこまで持ち上げたという経験がある方なので、ただ投資したら効果が出るだけではなくてその地域にとってどうだということをしっかり話ができたり、しっかり考え方を伝えられるのだと思います。大学教授が入ることが今言った、講演会でも何でも良いのですが折角ここで指定管理をもう一度見直すと、もう一度そういうふうに見直すという場を折角設けているのですから、本来大企業が来たりとかそういうことがしにくくなってきているこの現代において、地元の企業、地元の優位な点を活かしていくような形に持って行って貰うような委員会にしてもらいたい。特にアウトソーシングなんかもそうですけれど元々、指定管理者もそうなんです、今言ったように地元の新規の業種や仕事を生み出すことを特に考えて、また地場の人間たちがそこに入って来る。そういうことを真剣に考えて作っているものです。数年前に総務文教で視察に行ったことがあると思うんですが、岩手県の葛巻町は人口より牛の方が多いっていう町なんです、その町は何が素晴らしいかと言えば親子3代で同じ会社に勤めている。同じ会社って何かといえば牛飼いの会社だったり、ワインを作る会社だったり、乳製品を作る会社。それを作ったのはどこかといえば、葛巻町なんです。セクターで作っているものを今はおそらく株式化して普通の会社として経済を回しています。これはおそらくうちの町にとって凄く参考になることだと思うんですね。うちの町にとって葛巻の酪農というのが観光になるわけですね。その観光の部分をやっぱりしっかり町で支えていくような形にしていく。この指定管理の制度というのは一見民業を圧迫するというふうに見えるところもあるんですが、そうではなくて民業と一緒に民間を活性化させるということもできていくのだと思うんですね。逆にいろいろな施設を一元管理するような全部経営するような会社を作っていればそこに雇用が生まれますし、IターンUターンだとかそういうものの受け皿になってくると思います。うちの指定管理の管理者の中にはその温泉施設をやっぱり上手く使ったりとか、逆に観光施設で凄く設けているようなそういう会社もあります。さいたま市なんかは設けている事業と設けていない事業、指定管理とアウトソーシングをパックにして出しているような取り組みをしています。例えばゴミの収集事業だとか、それと施設の維持管理だとかと一緒に学校のスクールバスとあと図書館をパックにして指定管理していると。そういうようなやり方をして、マイナスとプラスマイナスとプラスというようなものを町の制度を上手く使って運営して行く。それと今言ったように大きな個々は、小さな就職体というか就業場なんです、全体のスケールメリットを使って大きな就職の場として、それで経営的なリスクを低く。逆に収益性も高くしてそこで、職業、町の雇用の増大につなげていくというような考え方できれば良いと思う

んですがその点についてお聞かせ下さい。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただ今の質問非常に難しいなと思っています。といいますのは、実は葛巻町の公社の理事長さんと、実は葛巻のあの地域の整備に農用地整備公団の農地造成を使っているんで、望郷ラインの竣工の話をするときに機会があり、あそこの公社の理事長さん聞くところによりますとその前の町長さんのようですけども、いろいろお話をさせていただいて、企業的な展開を図っていることと、風力発電所をいくつも牧場の中に作って、それを一方では発電と同時に観光資源にして多くのお客さんを集めているように聞いています。あのときの印象を申しますと、例えば新治農村公園公社が更に仕事量を増やしてそれによって人が集まって貰うということに近いのかなというふうに感じを受けたところです。これは単に前田議員も例として出されたところだと思っています。町の出資するあるいはある程度公的な部分が指定管理の範囲をどんどん広げてということについては、1つのあり方だろうと思っています。今の指定管理の管理者として委託している機関もいくつかの政策的なものがありますし、その運営を指定管理先を再検討した方が良いのではにかというご指摘もあるし、逆にもっと力を入れてやって貰うべきだという意見もあるし、いろいろな見方があると思っています。今前田議員がおっしゃった部分は町の公的管理をやっているものを指定管理に出したときに地元の雇用というのは今でも配慮して貰ってますけども、それがそれが更に拡大できるかという点になると今直接町がやって掛けている手間暇よりもどうしても合理的にやって貰うということで、雇用のトータルコストは下がるような格好でお願いしておりますので雇用数が増えるのか単価が下がるのかそのバランスの問題だと思っていますし、更に雇用の場としての拡大をということであればこの間も努めて来ておりますように必ずしも公的施設だけでなく、民間の施設。例えば旅館がなるべく多くのお客さんを入れて貰うことによってこの間減り続けている雇用が増えるといったようなことはありますのでその辺が大事ななということでやってきた所です。町全体としてはいろんな形での雇用の場の拡大を考えなければいけませんけれども、ひとまずこの間ご説明してますように観光施設、特に旅館について雇用が減らないように多方面で広報であったり、あるいは企画の持ち上げであったり、観光協会との連携であったり、あるいはこの間も働きかけていただいた外国からのお客様の誘致であるとか、そういう形で町内の各種の企業を間接的に支援していくということが雇用の拡大あるいは雇用を減らさないということにつながるのかなと思っております。今の質問の本旨と私の答えがもしかしたらずれているかも知れませんが、町内の雇用をどう考えているかということでは同じだと思っているので述べさせていただきました。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田 善成君登壇）

4番（前田善成君） ちょっと質問の仕方が悪かったようで済みません、伝わらなかったみたいで。端的に言うと指定管理で経営者の資質は同じだと思うんですね。変な話ですけど川場の田園プラザが村がやって銀行のOBがやったら儲からなかったけど、永井酒造が同じ

事をやったら日本一の客数が入って、収入も上がった。その収入をやることによって事業化をどんどん、どんどん進めていってると。今言ったように企業として考えて、なんだといたら民間の企業で考えたときに投資しているわけですよ。自分たちで金出しているわけですから、その金が無い分だけやっぱり身動きが楽だと。今言った民間の良い所って何だと言ったら徹底してそういうロスを無くしていくこと。ロスを無くす中にサービスを落とさないというところをやっている。そのバランスの旨さがおそらく民間なんだと思うんですね。ただ単に安くしているわけでは無いと思います。効率の良さをちゃんと追求していった。そういうところを逆に言えば、上手くいっていない指定管理の指定管理者になっていただいて上手く経営していくことによって実際にはもしかすると役所の方で今言った統廃合を考えたときに必要じゃないよと思っている箇所が、そうではないよと生きてくる可能性があるわけです。そのいく生きてくる可能性を話として今伝えたかったのですが、ちょっと回りくどい話をしてしまったのでそういうふうにつまみ切られたのだと思いますが、指定管理をやっている中では、優秀な管理者たくさんいますのでそういう人たちにそういうところを預かって貰って吟味して貰うということも1つ指定管理をもう一度見直す。統廃合するときに必要なって来るのではないかと、その時に逆に言うと儲かっている施設と儲かっていない施設をバックにしていくというような考え方は有りじゃないかなということで質問させて貰いました。もう1つ企業会計についてなんですけれども1番この企業会計で問題になって来るというのは、水道を例に上げさせていただくのが1番分かりやすいのかなということで、上げさせていただきます。不納欠損金というのが合併してからよく話しに出てくる。その不納欠損金で急に一般会計を入れるようなお金として出てきますけれども、実際会計上は未収入金で出てきているわけですよ。会計上の未収入金というのはプラスの財産ですからいつか貰えれば金になる。だからプラスです。でもそれが貰えないと決定した時点でマイナスになって出てくると。昔は未収金というものをプラスの財産で民間の企業でも計上することが多かったのですが、今はその中で精査する、これは貰えないだろうとか、倒産しちゃうだろうとか経営が不振だというものについて、負の財産として仕分けするという考え方があるんですね。そういうものを企業会計ですから取り入れていくような考え方、例えば水道料なんていうのは税金と同じで普通住民の方が来ると督促状を貰ったら直ぐ払うみたいな本質的にはそういうものだと思うんです。ただ何ヶ月かそういうものを貰えないということであつたら、ちょっとこれは怪しいなとか、今回も大きな未収入金になるような倒産事例見たいのはあつたと思うんですが、そういうものについても当社からリスク管理では無いですけれどもそういうようなことをしていく。これは1つ役場としてもできることがありますね。それが表に出てくるか出てこないかというのはあると思いますけれども。リスク管理していくことは必要だと思います。それと、もう一步進めた形で例えばですが京都だとか沖縄、近くでは伊勢崎がそうだと思うんですが、水道の加入金と一緒に保証金を取っているんですね。マンションなんかの敷金みたいなお金をいただいているんです。伊勢崎だとだいたい住民一人あたりとか1軒あたり1万円くらいのものをいただいている、数年間未納が無ければそれをお返しするとか、返納していただいたときにそれをお返しする。そのような形でそのお金を使って未収入金にな

ったものの手当をしているという事例があります。これについて町長のお考え方を聞きたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今のご質問に入る前に先ほどのところで1つだけお話しさせていただきます。指定管理についてなるべく多様な展開のできる人に受託して貰いたいとこれは当然の事だと思っておりますし、先ほどいくつかの政策的な主体が受託管理をしているということも申し上げましたけれどそれらについて指定してやらせているというよりも公募のなかでそこしかないというようなことで指定管理に指定しているというのが実態なのはご存じのとおりだと思います。できる限り公募ということでその公募についても地元雇用を確保することという条件のなかで今後やっていくときには更に強調してやっていきたいと思っておりますけれど。今お話のあった1つのパックとして運営する事によって合理的な運用を図るべきだと。これについては今までいくつかそういう形で行ってきました。昨日もあえて湯テルメのことについて申し上げたのは皆さんが、湯テルメは全然金を突っ込まなくても回っているという理解があるので、あえて上げさせていただきました。つまり水紀行館で少なくとも500万円以上儲けて湯テルメに500万円突っ込んでいると施設と施設の特徴が違いますから物事見るときにやっぱり別々に分かった方が良いただうと私個人は考えています。ですから今度24年からの指定管理を公募に掛ける、あるいはやって貰うというときに、収益型の指定管理があり得るのかどうか、これ今勉強させているところですし、今挙げちゃったので例でいいますが、例えば水紀行館で500万円の収益を上げていただければ、努力分としていくらか町にいただいて、逆に言うと湯テルメの方が例えば指定管理料300万円です。というところに出すと。見えるようにするという1つの考え方だと思っております。やり方が難しいので現実どうなるか分かりません。民間的な発想でできるだけ幅広い人に指定管理者として、いろんな運営の形態を提示して貰って幅広く選びたいなと思っております。それから不納欠損、特に水道についてどうかということについては実際の不納欠損で取れそうにないと分かっているけれども未収のまま残しているというのがたくさんあるのは事実でございます。これをきちっと取れないものを落としていくと本当の姿が見えるのだということはあると思いますけれど、やっぱり倒産等々の最終のところまで来ないときに10分の1なり100分の1、取れる可能性があるものを100落としておくというのも結果的には1だけ取れるのに100残しておいて99を不納欠損することになりますけれど、早くから100落として何も取れないより1でも取れた方が良いただろうという判断とのバランスがあると思っております。そして逆に伊勢崎市の保証金の話が出ました。これについては勉強しておりませんので分かりませんが、一般の方々で今相当厳しく上水道を止めておしかりを受けているところなんです。例えば6ヶ月でも6千円だとか4千円だとかという単位の方に水道を止めて納入をしていただくように督促をしております。それで良いのかという辛いところはあるのですがそういう形で効率を図るように努力をしているところです。その部分をカバーするのが今1万円程度の保証金ということだと思っておりますので、今町の抱えている先ほどご指摘いただいた非常に大口の部分で水道等についても欠損

があるということの解決に繋がらないのではないかと考えています。正確にどうすべきかということは伊勢崎の事例なりなんなり勉強させてもらってから判断させて貰いたいと思います。保証金をおいておけば皆さんが払ってくださるのだというふうのとはちょっと違うような気が今のところしています。

議 長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田 善成君登壇）

4 番（前田善成君） 保証金はちょっと意味としては違うと思うんですね。1万円いただいでいて例えばですけど今言ったように1ヶ月一般の家庭って1万円使うのは相当使うときのなので何かあったときにそれで補填するという形にですよ。だからそれがその人たちに返されてるという形をとっているところが1番多いと思います。京都府なんかは水道のメーターの大きさによって保証金が皆違っているのですが、一般質問でこういう事例というお話をするのに1番簡単な事例として1軒1万円というのが簡単ななと思って引用させていただいたのですがそういう形でうちの町なんかもおそらく水道メーターの大きさで保証金を決めていくみたいな形が良いのかと思うんですね。5年間なら5年間ずっと完納してくれれば、保証金を戻しますよという形で問題が無いと思うんですね。会計がどうのこうのということよりは、水道が何となく不納欠損のお陰で悪いみたいな形になってしまったので、悪いことでは無いと思うんですね。その見せ方と信憑性の問題だと思うんですよ。本来は職員の方とかに話聞くとこれはちょっと厳しいよというのが通常出てくる。住民の人もおそらくそういうことを知りたいのだと思います。だから本音の部分ではこうなんだよということが分かってくると企業会計、国なんかもそうですけど、企業会計悪者になっちゃってるわけですよ。でもそうじゃないわけですね。本来はそれを上手く使っていくことによって1番明確にいろんな事が見えてくる会計になりますからその良いところを逆に表に出してくるようなそういう取り組みとして企業会計を使うような方向にしていって貰いたいという思惑がありましてそういう話をさせていただきました。そして今さっき言われたのですが湯テルメの施設の話は知っています。特にそれの中でも企業努力をして湯テルメが駄目だ奈良侯が駄目だという中で、ちゃんと企業努力をして500万円から800万円くらいの収益を出しているわけですね。その収益はそのまま施設の補填だとかそういうところに使うのも1つの考え方だと思うんですが、その800万円を転用してまた何処かの施設を運営して貰うということによって、安いかも知れないですけど若干そこで雇用が発生すると思うんですね。そういう考え方も1つだと思うんです。個々の会計としては実際赤があつて黒があつて、どこの会社もそうですけれどもいくつかの分野を持っていれば赤と黒は出てくるのだと思います。トータル的にプラスになるような考え方で施設運営をしていったいただければ逆にうちの町みたいに施設が多いということが前の運動施設の時もお話しさせていただきましたが、マイナス面だけでなくプラスの要素としてそこを考えていけば逆に持っていることが良いことだということになっていくと思いますので、その点をまた考えていただいて1つ目の質問を終了したいと思います。

次ですが、中小企業のため条例作成について。一昨年、国はEUに真似て中小企業憲章を法令化しました、それを受けて、北海道や福島などの多くの県では、中小企業基本条例

を制定し、多くの市町村で制定しました。群馬県も今年、日本初の「群馬県中小企業憲章」を委員会発議で提案され制定されました。そこで、20人以下の事業者が全体の90%以上を占める利根沼田で、これからこの地区に多くの企業家を育て、地域に根ざした企業の育成、地域の発展を望む町の中小企業のための条例の作成について考えがあるかどうかお聞きします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 質問変わったのに申し訳ない先ほどのやつで1つだけです。A B C Dという4つのものを1つの指定管理者がやると上手く回ると、これはあると思っています。ただしそれを町の方でAとB、CとDまとめて受けて下さいよという指定管理の仕方ではなくて、Aの公募、Bの公募、Cの公募、Dの公募という形で掛けたときに受ける方が、AとCと一緒にやれば効率が上がるということでAとCを受けていただいて、実際はAとCの相乗効果を上げていただくというのはあると思っています。同じ事ですけどちょっと仮定させて貰いました。今の企業条例の作成についてです。群馬県が、製造業を中心とする「ものづくり産業」の基盤強化とですね、次代を担う新産業の創出を目的としました『群馬県ものづくり・新産業創出基本条例』これを平成13年4月1日施行しております。そしてまた、今お話がありましたように、本年6月には東日本大震災の影響により中小企業が厳しい経済環境のなかにあるということで、この中小企業を支援していく理念に基づきまして、今年2月の定例県議会で制定に関する決議文が議決され、それを受けて6月10日に『群馬県中小企業憲章』が制定されました。みなかみ町における中小企業これよくご存知のようにの20人未満の中小企業がですね、事業所総数1,418所のうちの93%ということで、多くの事業者が中小企業で大変多くの方が中小企業で働いている。そしてまた、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しいというのはご指摘のとおりです。それで、今ご指摘がありました地方自治体の定める中小企業振興基本条例、これは市町村などの地方自治体が中小企業の役割を重視して、その振興に対する行政の主体的な姿勢と責任を明確にするために規定されているものがあります。事例的に言いますと、地域における中小企業の役割、中小企業振興への町等の責務、中小企業者等の責務、市民の責務というものについて定義されているものが多いようでございます。現実的に町村単位で言うと、中小企業振興基本条例を制定されているところは見つかりませんでした。それでこの方向性を明らかにするということで地域の実用に適した中小企業振興あるいは経済振興に取り組んで基盤になるということで意味あるというふうに思っています。制定するとすれば、それに先だって、現在の地域で展開している取り組み等についての企業であるとか住民であるとかあるいは金融機関等含めた支援機関などとの議論を進めるとか具体的に盛り込む範囲を検討するといったような勉強が必要であると思っています。それで県の例等々を見ましても、企業と自治体の連携の方向性を示すということが目的となるのではないかと。詳細な事業の内容を規定するような条例ではないと思いますので、そういう形での大局的な方向性を示す、あるいは理念を歌いあげるという条例については、議会の立法機能を発揮していただくのが適切ではないかと思っています。昨日ご議決いただいた、スポー

ツ健康・まちづくり宣言についてもそういう形で本当に議会の英知を集めていただいたおかげで執行部だったらできないなというものが率直に申し上げてできています。中小企業の振興に関する条例についてもそういうことをやっていただく方が良い答えが出るのではないかと私は思いますがいかがでございましょうか。勿論、現状の調査あるいは先ほど申し上げた事前の聞き取りだとかそういうことの準備であるとか調査に必要な予算措置、あるいは収集だとか会議開催の業務について議会職員のみならず執行部職員と一緒にやっていくというのは当然のこととしてやってまいりますけども、町を発展させるために中小企業の発展が必要だという認識は議員の皆さま方も同じだと思いますので、そういう形でご検討いただければ有り難いというよりもその方が良いのではないかとというのが率直な私の気持ちです。

議長（久保秀雄君） 4 番前田善成君。

（4 番 前田 善成君登壇）

- 4 番（前田善成君） そういう形が今回群馬県の方も実際には議会の方からだったです。ただその前段階として実は議会の方から上がった分というのは実は民間で作っているんですね。商工会だとか中小企業化同盟会だとかいくつかの団体が条例文を作りました。これがその時の最終案なんですけれど、民間の各団体が自分たちで自分たちのことを書いてそれを県議会の方につないだ。今回うちの町で、もしそういう形ができたなら、県議会ではできなかったのですけれども、本当に民間の発案で日本で初めてそういう制定をするという形になると思います。まちづくり協議会で住民基本条例をうちの町は作ったのでそういうような考え方も1つ出るだろうと。この条例の中で県議会の方もそうなんですけど県の方の執行部もこれの9条と10条についてもものすごく配慮してくれたんですね。何故かという9条と10条について特に子どもたちが家業や地元の企業に自信を持って地元の企業に就職したりできるように子どもたちは勿論、親も含めた形で指導協力して、そういう形で中小企業が大企業からようこしていってだけでなく自分たちの社会的な行動や義務を明確にすることで物作りを継承していったり地域の経済活性化につなげていくそういう形のものになっています。今町長がいわれたように確かに議会という形の方がきれいな形になっていきますが、この原案をできればこういう形で、特にさっきも言わせていただきましたが、うちの町は観光というのが主になる町だと思います。この基本条例の良いところは、さっき言った物作り条例とは違うんですね。ものづくり条例はおそらく工業だけなんです。でもこの基本条例は農・工・商なんです。農家が入ってくる、これが凄く違う場所だと思います。農家も含めた形で産業というふうに考えています。今も例えばですが中小と大企業の1番の違いは何かといえば、実は人間の質ではなくて企業理念の考え方だと思います。これは結果が出ていて、中小と大企業の1番の違いとはその社員とか人間が行動するとき何を持って判断するか、最終的な自己判断をするときに企業理念というのがものすごく強く出るのが大企業。中小企業に対してはそれがやっぱり少ない。それが無いことによって、企業間の差が出てきています。うちの町でこれを作ることによって中小がさっき言われたように93%を占める町ですから、株式会社みなかみ町としてここで働いている起業しているその人たちが全てその条例で判断できるようなそんなものを提案すること

がこの町自体の信用にもなると思います。昨日から放射能の事が問題として多く質問されています。今日もそのことについて出てきていますが、その放射能問題のもう1つの被害は風評被害だったんですね。風評被害を無くしていくためにもいうものをうちの町は作ってこういう形で考えて企業、人、ものが動いていますということを対外的に言うという事は、必要になってくると思います。これを岡山県は県と市で本気になって取り組んで何が起きたかという、住民と金融機関と会社だけでなくそこに関わっている行政マンが基本条例にのっとったニーズを掘り起こすという考え方ができるようになって、逆に民間に対していろんな提案をする。それによって結果が出てくることも本気で起こってます。そういうところをうちの町も放射能という事を1つの悪い題材にするのではなくて、町をアピールする1つの良い方向にまた考えていただけたらどうかなと思ってそういう形での制定について提案させていただきますけれども、それについてお答え下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 先ほど条例に先立っていくかの方々との意見調整が必要だと申し上げたとおりでございます。まさに前田議員が今おっしゃった事のなかで否定することは何もございません。そういうことで事務作業を積み上げる段階で執行部がやるというのはこれは当然やりますし、ご相談しながら議論を詰めていくと、これも全部やらせていただきますけれども、方向付けのありかたというものについては議員の方々が相談いただいてお作りいただいた方が良いんじゃないかという手法というか今、許可頂いてる形式だけの問題かと思えます。一緒になってやっていくことだと思いますし、例えばで言うと小さな事で申し訳ございません。住宅補助金をどう執行していくかという、規則ですからまさに執行部が作るべき問題ですけれども、これについても商工会等の意見を聞きながら実際の外部さんの意見を集めてどういう形の規則が一番良いのだろうとご相談してご提言をいただいて町が定めたということがあります。手法としてはもうちょっとそれを広げた似たような形のなるかと思えますけれども、今ご指摘のような数多くの方々の参画を得るなかで事務的には町がまとめることは一向に構いませんけれども制定という形では県議会を見習った形でお作りいただくのがどうだろうかと思っております。いずれにしてもこれについては本日の質疑をきっかけにして、また町の方と議員さん方と相談しながら取り扱いを考えていくのが1番かなと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田 善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 全国で15の都道府県と69の市町村が制定している中小企業憲章です。この中小企業憲章を国が採択したときにオイルショックの時は省エネ技術を駆使して、円高の時には産地のオンリーワンの技術開発。バブルが崩壊したときはITにそういう技術を成長させているような局面の様々な困難なときに活路を見出している中小企業に対してその敬意と地域の本当の意味での家族的な経営を行っている利点。地域の発展イコール中小企業の発展みたいなそういうものを逆に国が各基礎自治体に求めて基礎自治体がちょうど明治の頃の通産省ですかね、の役割をこの中小企業と一緒にやっていける小さなものの会

社の良さをみんなで考えて、地元でできることは地元で、地元で就職できることは地元でというような考え方にのっとってお互いに良い関係でWIN、WINの関係を作りながら成長していきましようという考えのこういう考え方を持った憲章を作って、本当にこの大変な局面のなかでこの町をどういう方向でどうやってどういうふうに再生してどういう方向に持っていくということを明確に文書化してビジョン化することによってやっぱり失望感だとか大変だという気持ちが薄まると思うんですね。大企業てなんだといたらこれだという信念、理念で動けることだと思うので、この町がそういう形で信念、理念を持って住民が皆生活していけるそんなような町にして貰うそういう形を考えていただいて要望としまして一般質問を閉じさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

議 長（久保秀雄君） これにて、4番前田善成君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

明日12月9日から、12月15日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月9日から15日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（久保秀雄君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了致しました。

明日9日は、午前9時から総務文教常任委員会と産業観光常任委員会、午前10時より厚生常任委員会を行います。

最終日、16日は午前9時より、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦勞さまでした。

（ 14時54分 散会 ）